

令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

別紙1

(環境省30-13)

施策名	目標4-1 国内及び国際的な循環型社会の構築										担当部局名	環境再生・資源循環局 総務課 循環型社会推進室	作成責任者名 (※記入は任意)	循環型社会推進室長			
施策の概要	「第四次循環型社会形成推進基本計画」等を着実に実行して国内における循環型社会の構築を図るとともに、3Rイニシアティブに基づいて国際的な循環型社会構築を図る。										政策体系上の位置付け	4. 廃棄物・リサイクル対策の推進					
達成すべき目標	「第四次循環型社会形成推進基本計画」に基づき定められた、資源生産性の向上、循環利用率の向上、廃棄物最終処分量の削減等の目標を達成するとともに、3Rイニシアティブに基づき国際的に3Rを推進することにより、循環型社会の形成を目指す。										目標設定の考え方・根拠	循環型社会形成推進基本法に基づき、我が国の経済社会を、大量生産・大量消費・大量廃棄型から持続可能な循環型社会へ変革する。	政策評価実施予定時期	令和2年8月			
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値						年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
1 資源生産性(GDP/天然資源等投入量)(万円/トン)	25.0	H12年度	49.0	R7年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	循環型社会形成推進基本法に基づく第四次循環型社会形成推進基本計画(H30年6月閣議決定)において、物質フロー指標として目標が設定されている。
2 入口側の循環利用率(循環利用量/総物質投入量)(%)	10.0	H12年度	18.0	R7年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	循環型社会形成推進基本法に基づく第四次循環型社会形成推進基本計画(H30年6月閣議決定)において、物質フロー指標として目標が設定されている。
3 出口側の循環利用率(循環利用量/廃棄物発生量)(%)	36.4	H12年度	47.0	R7年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	循環型社会形成推進基本法に基づく第四次循環型社会形成推進基本計画(H30年6月閣議決定)において、物質フロー指標として目標が設定されている。
4 廃棄物最終処分量(百万トン)	56.0	H12年度	13.0	R7年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	循環型社会形成推進基本法に基づく第四次循環型社会形成推進基本計画(H30年6月閣議決定)において、物質フロー指標として目標が設定されている。
5 焼却設備やリサイクル設備等の年間輸出総額(一般社団法人日本産業機械工業会のごみ処理装置の輸出額を想定)(百万円)	6,000	H27年度	12,000	R2年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	成長戦略において、「焼却設備やリサイクル設備等の輸出額を2030年度までに倍増させることを目指す」と記載があるため。
測定指標	目標		目標年度		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠												
6 二国間及び多国間の協力の実施	-		-		廃棄物分野における我が国の経験、先進的な技術や法制度等をアジアを中心とする発展途上国に移転することは、途上国の持続的な発展に資するとともに、我が国の静脈産業の発展にも寄与する、極めて意義深い政策。そのため、循環型社会形成推進基本計画に基づき、国際的な対話・協力関係を促進することとされているため。												
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等	令和元年 行政事業レビュー 事業番号										
	28年度	29年度	30年度	元年度													
(1) 循環型社会形成推進等経費(平成13年度)	116 (103)	105 (105)	101 (85)	99	1.2,3,4	<p><達成手段の概要></p> <p>循環資源の発生状況等を踏まえ、従来からの経年的データに加え、毎年度設定するテーマに対応した新たなデータを収集・分析し、循環型社会形成推進基本法に基づく循環型社会白書を作成し、国会へ提出するほか、英語版の作成等を含め、国内外への情報発信を実施する。</p> <p>また、循環型社会の形成に向け、循環基本基本計画に規定された物質フロー図のデータ更新、指標及び取組指標の進捗把握・評価、国を含む各主体の取組状況の把握・評価及び課題検討等を行うほか、地域の循環物質に応じた地域循環系の形成促進に向けた検討や地域の実情に応じた補助事業の実施、取組みが遅れているリデュース・リユースの促進に向けた検討等を実施する。</p> <p>さらに、地方公共団体との連携体制を推進する「3R推進全国大会」の開催、広く国民に向けて循環型社会の形成に関する情報を発信するWebサイト「Re-Style」(http://www.re-style.env.go.jp/)の運用や、企業と連携した「選ぼう! 3Rキャンペーン」の実施、全国各地での3R行動喚起型催事「Re-Style FES!」の開催など、国民の態度変容・行動喚起を促進する事業を実施する。</p> <p><達成手段の目標(令和元年度)></p> <p>循環型社会形成推進法(平成12年法律第110号)第14条に基づき、毎年、循環資源の発生、循環的な利用及び処分の状況並びに政府が循環型社会の形成に関して講じた施策に関する報告(循環型社会白書)を作成し、国会に報告を行う。</p> <p>また、循環型社会形成推進基本計画全般に係る施策(2Rの推進事業、3R推進全国大会開催、国民の3Rに関する態度変容・行動喚起促進事業等)を実施することで、循環型社会の形成を推進する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <p>リデュース・リユースを重視した3Rによる循環型社会づくりを推進し、広く国民の態度変容・行動喚起を促進することにより、資源生産性の向上、循環利用率の向上、廃棄物最終処分量の減少に寄与する。</p>	0142										

<p>(2) 我が国循環産業の戦略的国際展開・育成事業 (国際展開支援) (平成23年度)</p>	<p>270 (260)</p>	<p>276 (168)</p>	<p>302 (352(P))</p>	<p>404</p>	<p>5</p>	<p><達成手段の概要> 海外展開の計画のある事業について、実現可能性調査、現地関係者との合同ワークショップ、研修等の支援を行う。また、海外の廃棄物処理に関する情報の収集・提供、我が国循環産業・技術の海外への情報発信を行う。これらにより、我が国循環産業の海外展開を促進する。</p> <p><達成手段の目標(令和元年度)> 先進的な我が国循環産業が、海外において事業展開することを支援し、世界規模で環境負荷を低減し、我が国経済の活性化につなげる。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 本事業において、実現可能性調査等の実施により循環産業の海外展開を促進することにより、日本全体の焼却設備やリサイクル設備等の輸出額に資することとなる。</p>	<p>0146</p>
<p>(3) 国際資源循環体制構築強化プログラム事業 (平成21年度)</p>	<p>42 (42)</p>	<p>34 (51)</p>	<p>28 (24)</p>	<p>24</p>	<p>6</p>	<p><達成手段の概要> 世界をリードする我が国の知見・経験を最大限活用し、資源循環に関する情報・知見の整備、3Rの優良取組事例の共有を行う。具体的には経済協力(OECD)資源生産性・廃棄物作業部会(WPRPW)において、国連環境計画(UNEP)資源パネルの議論をリードするとともに、アジア太平洋3R推進フォーラム等を通じてアジア全体の循環型社会構築に向けた方向性を検討する。</p> <p><達成手段の目標(令和元年度)> 各国に対する3R関連制度、関連プロジェクト(都市間連携等)、関連法令作成支援実施の結果、各国政府によって制度等の承認又は実施が行われる。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 廃棄物分野の技術協力をはじめとする各種支援の実施を通じて、当該支援対象国の廃棄物関連制度等の整備を促進し、国際的な循環型社会構築及び途上国の持続的な発展等に貢献する。</p>	<p>0145</p>
<p>(4) アジア・アフリカ諸国における3Rの戦略的実施 支援事業拠出金 (平成21年度)</p>	<p>49 (49)</p>	<p>45 (45)</p>	<p>66 (66)</p>	<p>64</p>	<p>6</p>	<p><達成手段の概要> 各国における3R関連の事業形成や政策立案を促進するため、各国間の政策対話の推進や多様な関係者間の協力等を通じてアジア地域の3Rを推進するプラットフォームである「アジア太平洋3R推進フォーラム」を開催するとともに、同地域における廃棄物分野のデータや情報、指標等を整備した「アジア太平洋3R白書」策定等を行うため、実施主体となる国連機関(国連地域開発センター(UNCRD))に対して拠出を行う。また、アフリカ主要都市における廃棄物関連SDGsの評価等に資する適切な指標等を開発し、「アフリカのきれいな街プラットフォーム」を通して普及を図るため、実施主体となる国連機関(国連人間居住計画(UN-Habitat))に対して拠出を行う。</p> <p><達成手段の目標(令和元年度)> 多様なステークホルダーが参画するフォーラムを開催し、その成果文書をとりまとめ、アジア・アフリカ諸国において3Rを戦略的に進める。また、平成29年度に作成・発表した「アジア太平洋3R白書」について、継続的に内容の改良を行う。さらに、アフリカ主要都市における廃棄物関連SDGsの評価等に資する適切な指標等を開発する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 「アジア太平洋3R推進フォーラム」の成果や、「アジア太平洋3R白書」策定、アフリカ主要都市における廃棄物関連SDGsの評価等を通じて、アジア・アフリカ諸国における3Rや適正な廃棄物管理の制度の構築に貢献する。</p>	<p>0144</p>
<p>(5) UNEP「持続可能な資源管理に関する国際パネル」支援 (平成20年度)</p>	<p>20 (20)</p>	<p>19 (19)</p>	<p>19 (19)</p>	<p>19</p>	<p>6</p>	<p><達成手段の概要> 資源分野における世界の著名な科学者及び専門家による独立したパネルである国連環境計画(UNEP)「持続可能な資源管理に関する国際パネル」(UNEP国際資源パネル)では、天然資源の利用によるライフサイクルにわたる環境影響に関する独立した科学的評価を行うとともに、これらの影響を低減する方法に関する理解の増進のための活動を行っている。このパネルの活動を支持し日本の課題を含め世界規模での課題解決に向けた検討を進めるため、同パネルに対して、参加国として応分の拠出を行う。</p> <p><達成手段の目標(2019年度)> 持続可能な社会と資源管理のあり方を世界レベルで科学的に検討する場として、国際的に重要な位置づけとなっている国連環境計画(UNEP)「持続可能な資源管理に関する国際パネル」(UNEP国際資源パネル)の事業活動へ参加することにより、世界各地の横断的な課題解決に寄与する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 当パネルは、我が国からの拠出を活用した、世界レベルでの持続可能な社会のあり方を各国専門家が科学的に討議する国際的に重要な場であり、日本人研究者が参画することにより、当パネルにおける議論の充実化が図られ、日本を含む世界各国の課題解決に貢献する。</p>	<p>0143</p>

<p>(6) 我が国循環産業の戦略的国際展開・育成事業 (ビジネスモデル支援)</p>	<p>104 (79)</p>	<p>69 (10)</p>	<p>48 (35)</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p><達成手段の概要> 富山物質循環フレームワークの実施に関する進捗、課題及び教訓の共有を継続することを目的として、各国の進捗状況のレビュー等を行う。また、SDGs、富山物質循環フレームワーク、国連環境計画国際資源パネル(UNEP-IRP)やOECDの報告書を始めとする国際動向を踏まえつつ、我が国の資源効率性向上に向けた取組等の国際的な発信や次期循環型社会形成推進基本計画の改定に向け、今後の新たな3R・循環型社会の俯瞰的・戦略的な検討を行う。具体的には、国際的な目標・指標の動向を踏まえた我が国としての目標・指標の設定、循環型社会形成のための政策パッケージや3R・循環型社会の中長期的な方向性の検討、中長期的な方向性の検討に向けた資源循環における経済的側面の分析、及び再生資源利用・環境配慮設計等の事業者による3R活動の評価手法の開発を行う。また、G20資源効率性対話の開催を通じて、G20ホスト国である日本が引き続き国際的な議論をリードすることにつなげる。</p> <p><達成手段の目標(令和元年度)> SDGs、富山物質循環フレームワーク、UNEP-IRPやOECDの報告書を始めとする国際動向を踏まえつつ、俯瞰的・長期的な視点から、新たな3R・循環型社会の検討を進め、次期循環基本計画にインプットしていくとともに、我が国の3Rの取組について世界に発信し、国際的な資源循環の議論をリードする。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 本事業では、本事業で開催する資源効率に関連するワークショップでの議論等を踏まえながら富山物質循環フレームワークのフォローアップや同フレームワークに基づく取組を更に後押しする共通理解の醸成等が図られている。</p>	<p>0148</p>
<p>(7) 富山物質循環フレームワーク等国際動向を踏まえた次期循環型社会形成推進基本計画等検討事業</p>	<p>—</p>	<p>51 (46)</p>	<p>86 (72)</p>	<p>109</p>	<p>—</p>	<p><達成手段の概要> 富山物質循環フレームワークの実施に関する進捗、課題及び教訓の共有を継続することを目的として、G7アライアンスワークショップをG7サミット議長国と連携して開催する。また、SDGs、富山物質循環フレームワーク、国連環境計画国際資源パネル(UNEP-IRP)やOECDの報告書を始めとする国際動向を踏まえつつ、我が国の資源効率性向上に向けた取組等の国際的な発信や次期循環型社会形成推進基本計画の改定に向け、今後の新たな3R・循環型社会の俯瞰的・戦略的な検討を行う。具体的には、国際的な目標・指標の動向を踏まえた我が国としての目標・指標の設定、循環型社会形成のための政策パッケージや3R・循環型社会の中長期的な方向性の検討、中長期的な方向性の検討に向けた資源循環における経済的側面の分析、及び再生資源利用・環境配慮設計等の事業者による3R活動の評価手法の開発を行う。</p> <p><達成手段の目標(平成30年度)> SDGs、富山物質循環フレームワーク、UNEP-IRPやOECDの報告書を始めとする国際動向を踏まえつつ、俯瞰的・長期的な視点から、新たな3R・循環型社会の検討を進め、次期循環基本計画にインプットしていくとともに、我が国の3Rの取組について世界に発信し、国際的な資源循環の議論をリードする。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 本事業では、本事業で開催する資源効率に関連するワークショップでの議論等を踏まえながら富山物質循環フレームワークのフォローアップや同フレームワークに基づく取組を更に後押しする共通理解の醸成等が図られている。</p>	<p>0155</p>
<p>施策の予算額・執行額</p>	<p>548 (520)</p>	<p>647 (462)</p>	<p>578 (452)</p>	<p>620</p>	<p>施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)</p>	<p>・第四次循環型社会形成推進基本計画(平成30年6月閣議決定) ・インフラシステム輸出戦略(令和元年度改訂版) ・未来投資戦略2019</p>	

令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省30—14)

別紙1

施策名	目標4-2 各種リサイクル法等の円滑な施行によるリサイクル等の推進									担当部局名	環境再生・資源循環局 総務課 リサイクル推進室	作成責任者名 (※記入は任意)	リサイクル推進室長
施策の概要	各種リサイクル法等の円滑な施行等により、リサイクル等を推進する。									政策体系上の 位置付け	4. 廃棄物・リサイクル対策の推進		
達成すべき目標	定められた計画値・目標値の達成に向けて、各種リサイクル法等の円滑な施行等により、リサイクル等を推進する。						目標設定の 考え方・根拠	各リサイクル法、施行令、省令、施行規則、基本方針		政策評価実施予定時期	令和元年8月		
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
	基準年度	目標年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度				
1 容器包装リサイクル法に基づく容器包装分別収集量[千ト]	-	-	「別紙のとおり」						第7期、第8期市町村分別収集計画における分別収集見込量に基づき設定				
2 家電リサイクル法における特定家庭用機器廃棄物の回収率(%)	-	-	「別紙のとおり」						特定家庭用機器再商品化法基本方針に基づき設定				
3 食品リサイクル法における食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の実施率(%)	-	-	「別紙のとおり」						食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針(平成27年7月策定)に基づき設定				
4 建設リサイクル法における特定建設資材の再資源化等の実施率(建設発生木材、%)	-	-	「別紙のとおり」						「建設リサイクル推進計画2014」に基づき設定 (特定建設資材の再資源化等実施率のうち、建設発生木材について「建設リサイクル推進計画2014」の目標値を達成していないため)				
5 自動車リサイクル法における自動車破砕残さ(ASR)及びガス発生器(エアバッグ類:AB)の再資源化率(%)	-	-	「別紙のとおり」						使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則に基づき設定				
6 小型家電リサイクル法における使用済電気電子機器等の回収量[万ト]	-	-	「別紙のとおり」						使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する基本方針に基づき設定				
7 入口側の循環利用率[%]	-	-	「別紙のとおり」						第四次循環型社会形成推進基本計画に基づき設定				

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額 元年度	関連する 指標	達成手段の概要等	令和元年 行政事業レビュー 事業番号
	28年度	29年度	30年度				
(1) 容器包装のプラスチック資源循環推進事業費 (平成18年度)	80 (80)	80 (88)	80 (72)	215	1	<p><達成手段の概要> 容器包装リサイクル法の円滑な運用や高度化のために必要な調査検討、普及啓発等を行う。</p> <p><達成手段の目標(令和元年度)> 容器包装リサイクル法に基づく容器包装分別収集量を増加させる。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 容器包装リサイクル法の適正な運用を通じて市町村の適切な事務の遂行・住民の参加意識の向上等を促進することにより、分別収集量の増加に寄与する。</p>	0149
(2) 家電リサイクル推進事業費 (平成19年度)	39 (45)	30 (28)	29 (25)	29	2	<p><達成手段の概要> 家電リサイクル法の高度化及び適正な施行に資する調査検討等を行う。</p> <p><達成手段の目標(令和元年度)> 特定家庭用機器の回収率を向上させる。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 家電リサイクル法の高度化および適正施行を推進することで、特定家庭用機器の回収率の向上に寄与する。</p>	0150
(3) 食品廃棄物リデュース・リサイクル推進事業費 (平成19年度)	35 (33)	68 (58)	70 (65)	93	3	<p><達成手段の概要> 食品リサイクル法の円滑な施行のための調査検討や、食品ロス削減や食品リサイクルループ形成を促進するための事業を行う。</p> <p><達成手段の目標(令和元年度)> 食品循環資源の再生利用等実施率を向上させる。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 食品リサイクル法の円滑な施行を図り、また、食品ロス削減や食品リサイクルループ形成を促進することにより、再生利用等実施率の向上に寄与する。</p>	0151
(4) 建設リサイクル推進事業費 (平成19年度)	3 (3)	3 (1)	4 (5)	15	4	<p><達成手段の概要> 適切な分別解体による再資源化方策の検討を行う。</p> <p><達成手段の目標(令和元年度)> 特定建設資材の再資源化等率を向上させる。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 建設リサイクル法の円滑な施行を図ることにより、特定建設資材の再資源化等の実施率の向上に寄与する。</p>	0152
(5) 自動車リサイクル推進事業費 (平成22年度)	23 (20)	22 (22)	22 (21)	22	5	<p><達成手段の概要> 自動車リサイクル法の円滑な施行や高度化を図るための調査検討等を行う。</p> <p><達成手段の目標(令和元年度)> 自動車破砕残さやガス発生器の再資源化率を向上させる。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 自動車リサイクル法の円滑な施行及び高度化を図り、再資源化率の向上に寄与する。</p>	0153
(6) 小型家電リサイクル推進事業費 (平成25年度)	182 (170)	132 (233)	163 (172)	150	6	<p><達成手段の概要> 小型家電リサイクル法の円滑な施行のための調査検討等を実施するとともに、2020オリンピックパラリンピック競技大会「都市鉱山でつくる！みんなのメダルプロジェクト」を通じて小型家電リサイクルの認知度向上を図る。</p> <p><達成手段の目標(令和元年度)> メダルプロジェクトの成果を活用し、小型家電リサイクルの普及促進を図る「アフターメダルプロジェクト」を推進し、使用済小型電子機器等の回収量を向上させる。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 小型家電リサイクル法の円滑な施行、認知度向上を図り、回収量の向上に寄与する。</p>	0154
(7) リサイクルプロセスの横断的 高度化・効率化事業 (平成29年度)	—	20 (25)	20 (20)	46	7	<p><達成手段の概要> 横断的リサイクルの高度化として、リサイクル対象物の組成情報のデータベース化、規格化として取り組むべき素材についての調査等を行う。</p> <p><達成手段の目標(令和元年度)> 多角的にリサイクルプロセスの横断的・高度化・効率化を進めることで、優良なリサイクル産業を育成に係る支援等を行い、我が国の資源の有効利用の最大化を図る。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> リサイクルプロセスの横断的・高度化・効率化を図ることにより、循環利用率の向上に寄与する。</p>	0155
施策の予算額・執行額	362 (351)	355 (455)	387 (380)	570	施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	成長戦略(2019年) 経済財政運営と改革の基本方針2019	

指標

測定指標		1. 容器包装リサイクル法に基づく容器包装分別収集量[千トン] ア. ガラス製容器 イ. 紙製容器包装 ウ. ペットボトル エ. プラスチック製容器包装 2. 家電リサイクル法における特定家庭用機器廃棄物の回収率[%] 3. 食品リサイクル法における食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の実施率[%] ア. 食品製造業 イ. 食品卸売業 ウ. 食品小売業 エ. 外食産業 4. 建設リサイクル法における特定建設資材の再資源化等の実施率(建設発生木材:%) 5. 自動車リサイクル法における自動車破砕残さ(シュレッダーダスト)及びガス発生器(エアバッグ類)の再資源化率[%] ア. 自動車破砕残さ(シュレッダーダスト) イ. ガス発生器(エアバッグ類) 6. 小型家電リサイクル法における使用済小型電子機器等の回収量[万トン] 7. 入口側の循環利用率[%]									
年度ごとの目標値		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	目標年度	目標値	
指標1	ア	年度ごとの計画値	807	781	779	771	770	769	768	2年度	768 (計画値)
		実績値	782	788	766	745	/	/	/		
	イ	年度ごとの計画値	132	136	136	112	114	115	117		117 (計画値)
		実績値	82	80	77	74	/	/	/		
	ウ	年度ごとの計画値	305	305	306	292	291	290	289		289 (計画値)
		実績値	292	293	298	302	/	/	/		
	エ	年度ごとの計画値	759	763	770	745	751	759	763		763 (計画値)
		実績値	731	746	739	741	/	/	/		
指標2	-	年度ごとの目標値	-	-	-	-	56	-	-	平成30年度	56
		実績値	53.1	52.2	50.7	53.4	/	/	/		
指標3	ア	年度ごとの目標値	85	95	95	95	95	95	-	平成27年度 ~元年度	95
		実績値	95	95	95	95	/	/	/		
	イ	年度ごとの目標値	70	70	70	70	70	70	-		70
		実績値	57	60	65	67	/	/	/		
	ウ	年度ごとの目標値	45	55	55	55	55	55	-		55
		実績値	46	47	49	51	/	/	/		
	エ	年度ごとの目標値	40	50	50	50	50	50	-		50
		実績値	24	23	23	32	/	/	/		
指標4	-	年度ごとの目標値	-	-	-	-	95	-	-	平成30年度	95
		実績値	-	-	-	-	/	/	/		
指標5	ア	年度ごとの目標値	50	70	70	70	70	70	70	各年度	50(~平成 26年度)
		実績値	-	96.5~98.8	97.3~98.7	97.9~98.9	/	/	/		70(平成27 年度~)
	イ	年度ごとの目標値	85	85	85	85	85	85	85		85
		実績値	-	93~94	93~94	94	/	/	/		
指標6	-	年度ごとの目標値	-	14	-	-	14	-	-	平成30年度	14
		実績値	5.05	6.69	6.79	7.83	/	/	/		
指標7	-	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-	7年度	18
		実績値	15.8	15.6	15.3	/	/	/	/		

平成31年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省31-⑮)

別紙1

施策名	目標4-3 一般廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)				担当部局名	環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課	作成責任者名 (※記入は任意)		廃棄物適正処理推進課長			
施策の概要	一般廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等を推進する。				政策体系上の位置付け	4.廃棄物・リサイクル対策の推進						
達成すべき目標	一般廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等について施策の総合的かつ計画的な推進を図る。				目標設定の考え方・根拠	第四次循環型社会形成推進基本計画等		政策評価実施予定時期	令和元年8月			
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度		3年度
1 (1)一般廃棄物の排出量(百万トン)	55	H12年度	38	R7年度	-	-	-	-	-	-	-	第四次循環型社会形成推進基本計画
					44	43	43	調査中				
1 (2)一般廃棄物の排出量(kg/人)	433	H12年度	292	R7年度	-	-	-	-	-	-	-	第四次循環型社会形成推進基本計画
					343	337	336	調査中				
2 一般廃棄物のリサイクル率(%)	21	H24年度	28	R7年度	-	-	-	-	-	-	-	第四次循環型社会形成推進基本計画
					20	20	20	調査中				
3 (1)一般廃棄物の最終処分量(百万トン)	4.7	H24年度	3.2	R7年度	-	-	-	-	-	-	-	第四次循環型社会形成推進基本計画
					4.2	4.0	3.9	調査中				
3 (2)一般廃棄物の最終処分量(kg/人)	36	H24年度	25	R7年度	-	-	-	-	-	-	-	第四次循環型社会形成推進基本計画
					33	31	30	調査中				
4 一般廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量(g-TEQ/年)	33	H22年度	33	当面の間	-	-	-	-	-	-	-	我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画
					24	24	22	調査中				
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等						令和元年度 行政事業レビュー 事業番号
	28年度	29年度	30年度	元年度								
循環型社会形成推進交付金(公共) (平成17年度)	72,024 (68,732)	73,504 (67,647)	80,393 (71,046)	42,580	1,2,3	<達成手段の概要> ・市町村等が広域的な地域について作成する循環型社会形成推進地域計画に基づき実施される事業の費用に交付金を交付する。 ・効率的かつ的確な施設整備事業の実施のため必要な調査を実施する。 ・東日本大震災等に起因する電力不足への対応や今後の防災体制の強化等の観点から、高効率エネルギー回収及び災害廃棄物処理体制の強化の両方に資する施設整備を促進する。 <達成手段の目標> 市町村等の自主性と創意工夫を活かした総合的な廃棄物処理・リサイクル施設の整備を支援することにより、地域における循環型社会の形成を推進する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 一般廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理の推進						0159

<p>廃棄物処理等に係る情報提供経費等 (平成11年度)</p>	15 (14)	14 (13)	13 (14)	13	1,2,3,4	<p>■廃棄物処理等に係る情報提供経費 <達成手段の概要> ・廃棄物処理業関係PRTR届出データ取りまとめ・支援システムの改善 ・廃棄物処理技術等情報提供システムの改善 <達成手段の目標> 循環型社会構築の促進・普及啓発等 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 一般廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等の推進 ■ダイオキシン類削減対策総合推進費 <達成手段の概要> ・ダイオキシン類排出実態調査 ・一般廃棄物処理施設の技術管理者に対する講習会 <達成手段の目標> ダイオキシン類による環境汚染の防止又はその除去のための施設の設置又は改善 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 一般廃棄物の適正処理の推進</p>	0156
<p>災害等廃棄物処理事業費補助金 (昭和49年度)</p>	36,637 (35,223)	37,491 (36,110)	26,123 (16,370)	200	-	<p><達成手段の概要> 市町村が実施した災害廃棄物及び漂着ごみの収集・運搬・処分に係る事業に対し補助を行う。 <達成手段の目標> 災害等により発生した廃棄物を安全かつ適正に処理することにより、地域住民の生活環境の保全を図る。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 一般廃棄物の適正処理の推進</p>	0157
<p>廃棄物処理施設災害復旧事業 (平成23年度)</p>	2,755 (1,764)	965 (768)	1,705 (1,463)	30	-	<p><達成手段の概要> 市町村が実施した災害により被災した一般廃棄物処理施設の復旧に係る事業に対し補助を行う。 <達成手段の目標> 災害により被害を受けた一般廃棄物処理施設を復旧させることで、廃棄物処理体制の回復を図る。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 一般廃棄物の適正処理の推進</p>	0160
<p>廃棄物処理施設整備費補助(平成12年度)</p>	4,765 (4,577)	3,414 (3,408)	3,201 (3,200)	1,609	-	<p><達成手段の概要> ・中間貯蔵・環境安全事業株式会社が行うPCB廃棄物処理のための拠点的広域処理施設の整備に対し事業費の一部を補助する。 ・大阪湾広域臨海環境整備センターが行う広域埋立処分場整備事業を行うもの。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・拠点的広域処理施設の経年劣化を考慮し、長期設備保全計画の策定とこれに基づく設備の点検・補修・更新を行う。 ・大阪湾広域臨海環境整備センターが行う広域埋立処分場整備により、廃棄物の適正な処理を行う施設を確保。</p>	0158
<p>施策の予算額・執行額</p>	116,214 (110,326)	115,388 (107,780)	175,579 (102,432)	44,432	<p>施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)</p>	<p>・第四次循環型社会形成推進基本計画 ・廃棄物処理施設整備計画 ・国土強靱化基本計画</p>	

令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省31-16)

別紙1

施策名	目標4-4産業廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)				担当部局名	環境再生・資源循環局	作成責任者名 (※記入は任意)	廃棄物規制課長				
施策の概要	産業廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等を推進する。				政策体系上の位置付け	4. 廃棄物・リサイクル対策の推移						
達成すべき目標	産業廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等について施策の総合的かつ計画的推進を図る。				目標設定の考え方・根拠	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・関係法令等	政策評価実施予定時期	令和元年8月				
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度			
1 産業廃棄物の排出量(百万トン)	379	H.24年度	390	R6年度	-	-	-	-	-	-	-	第四次循環型社会形成推進基本計画
					393	391	401	-	-	-	-	
2 産業廃棄物のリサイクル率(%)	55%	H.24年度	56%	R2年度	-	-	-	-	-	-	-	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針
					53	53	53	-	-	-	-	
3 産業廃棄物の最終処分量(百万トン)	13	H.24年度	10	R6年度	-	-	-	-	-	-	-	第四次循環型社会形成推進基本計画
					10	10	10	-	-	-	-	
4 PCB廃棄物(変圧器類・コンデンサ類)の処理(台)	-	-	332,000	R7年度	-	-	-	-	-	-	-	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法、PCB廃棄物処理基本計画の沿って平成37年度までにPCB廃棄物を全量処理する。
					228,124	156,191	283,358	312,854	-	-	-	
5 PCB廃棄物(安定器・汚染物)の処理(t)	-	-	11,000	R7年度	-	-	-	-	-	-	-	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法、PCB廃棄物処理基本計画の沿って平成37年度までにPCB廃棄物を全量処理する。
					3,292	4,621	6,451	8,261	-	-	-	
6 電子manifestの普及率(%)	-	-	70%	R3年度	-	-	50	-	-	-	-	第四次循環型社会形成推進基本計画
					39	42	47	53	58	-	-	
7 最終処分場の残余年数(年)	-	-	10	R2年度	-	-	-	-	-	-	-	第四次循環型社会形成推進基本計画
					16	16.6	-	-	-	-	-	

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額 元年度	関連する 指標	達成手段の概要等	令和元年 行政事業レビュー 事業番号
	28年度	29年度	30年度				
1 廃棄物処理施設整備費補助(平成12年度)	4,765 (4,577)	3,414 (3,408)	3201 (3200)	1,632	4	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間貯蔵・環境安全事業株式会社が行うPCB廃棄物処理のための拠点の広域処理施設の整備に対し事業費の一部を補助する。 ・大阪湾広域臨海環境整備センターが行う広域埋立処分場整備事業を行うもの。 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・拠点の広域処理施設の経年劣化を考慮し、長期設備保全計画の策定とこれに基づく設備の点検・補修・更新を行う。 ・大阪湾広域臨海環境整備センターが行う広域埋立処分場整備により、廃棄物の適正な処理を行う施設を確保。 	158
2 廃棄物処理システム開発費(平成13年度)	12 (12)	8 (10)	4 (5)	5	1.2.3	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国による統一番号付与及び自治体の許可情報等を共有する活用基盤として適正かつ効率的な運用に必要な保守、更改等の拡充整備を行う。 <p><達成手段の目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国及び自治体事務の効率化及び適正な行政処分の実施。 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・処理業者による適正処理の確保・推進。 	165
3 廃棄物処分基準等設定費(平成4年度)	124 (128)	119 (145)	160 (157)	163	3	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存産業廃棄物処理施設等に係る維持管理等の実態調査を実施。 ・産業廃棄物処理施設における処理基準等の調査検討業務を実施。 ・有害廃棄物の適正処理方針に係る調査検討を実施。 <p><達成手段の目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物処理施設周辺の大気・水質等の定点調査を実施し、周辺環境への影響が生じていないことを確認。 ・調査検討の結果を踏まえ、必要に応じて産業廃棄物の処理に係る各種基準を見直す。 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物処理施設周辺の生活環境の保全。 ・産業廃棄物の適正な処理の確保。 	166
4 産業廃棄物等処理対策推進費(平成2年度)	13 (15)	13 (13)	13 (12)	13	1.2.3	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物の排出実態を調査。 ・産業廃棄物の検定方法の改正について検討を行う。 ・環境大臣認定制度(広域、再生利用、無害化処理)の現地調査。 ・大臣認定対象外の廃棄物で今後対象とすることが有効であると考えられる廃棄物の再生利用を行う者及び再生利用の用に供する施設の調査、検討。 <p><達成手段の目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物の排出・処理状況のとりまとめ。 ・産業廃棄物の検定方法の改正等について検討を行う。 ・大臣認定事業者等の認定基準の適合を担保。 ・大臣認定対象外の廃棄物で今後対象とすることが有効であると考えられる廃棄物の認定基準の策定。 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな目標設定や公共関与による効果的な施設整備の実施にあたっての基礎資料作成へ寄与。 ・産業廃棄物の検定方法について、現状に則した見直しを行うための基礎資料作成へ寄与。 ・大臣の認定制度において、効率的な廃棄物の適正処理を確保。 ・再生利用認定制度の対象の拡充等を図ることにより、循環型社会推進形成推進基本計画に掲げる再生利用量の目標の達成に寄与。 	167
5 産業廃棄物処理業からの暴力団排除対策推進事業費(平成22年度)	4 (3)	3 (2)	2 (2)	2	1.2.3	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・弁護士等暴力団排除の専門家を講師に招き、産廃業者、自治体等に対する講習会を開催、また資料の配布等により、積極的な啓発活動を行う。 <p><達成手段の目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・暴力団の徹底的な排除による健全な産廃処理業界の構築。 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・処理業者による適正処理の確保・推進。 	168

6	電子マニフェスト普及拡大事業(平成16年度)	100 (100)	90 (55)	99 (94)	93	6	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> 電子マニフェストシステムの機能強化及び電子マニフェストの普及のための説明会等を実施する。 <p><達成手段の目標></p> <ul style="list-style-type: none"> 電子マニフェストの普及を促進する。 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> 電子マニフェストの普及に伴い、排出事業者・処理業者の情報管理の合理化、廃棄物処理システムの透明化、都道府県等の監視業務の合理化、不適正処理の原因究明の迅速化が推進され、以て産業廃棄物の適正処理を図ることが可能となるもの。 	169
7	石綿含有廃棄物無害化処理技術認定事業(平成19年度)	6 (5)	5 (5)	5 (5)	5	3	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> 石綿含有廃棄物等の処理について、高度な無害化技術を有する事業者を国が認定する。 <p><達成手段の目標></p> <ul style="list-style-type: none"> 高度な技術を有する認定事業者数の増を図る。 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> 石綿含有廃棄物等の適正かつ円滑な処理を実現する。 	170
8	PCB廃棄物適正処理対策推進事業(平成13年度)	327 (306)	340341 (338)	346 (p312)	120	4	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> 処理困難なPCB廃棄物の適正処理や、低濃度PCB廃棄物、PCB汚染物に関する適正な処理を推進するため、技術的な観点から調査を行う。 地方自治体による使用中機器及び未届機器の掘り起こし調査の支援を行う。 PCB特別措置法に基づく全国のPCB廃棄物の保管等の状況に関する適切な把握等により、PCB廃棄物の円滑かつ確実な処理の推進のための情報としての活用を図る。 <p><達成手段の目標></p> <ul style="list-style-type: none"> 実証試験評価数:3(PCB廃棄物(高圧トランス等)全体累積処理台数:347,000台(平成37年度)) <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> 多種多様なPCB廃棄物の適正処理の確保を図る。 	171
9	PCB廃棄物対策推進費補助金(平成13年度)	4,000 (3,959)	4300 (4300)	4800 (4800)	4,300	4	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> 処理費用負担能力の小さい中小企業者等のPCB廃棄物処理に係る費用負担を軽減するための助成を行う。 処理期限内に処理できないおそれがあるPCB廃棄物に対する行政代執行に係る自治体の負担を軽減するための助成を行う。 中間貯蔵・環境安全事業株式会社に対し、PCB処理設備のPCB除去及び原状回復のための費用を出資する。 <p><達成手段の目標></p> <ul style="list-style-type: none"> 中小事業者に対する助成額の合計:約30億円(PCB廃棄物(高圧トランス等)全体累積処理台数:347,000台(平成37年度)) <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> 中小企業者等が保有するPCB廃棄物の適正な処理を確保する。 	172
10	水俣条約に基づく水銀廃棄物の環境上適正な管理推進事業(平成26年度)	155 (132)	134 (110)	93 (62)	93	-	<p><達成手段の概要></p> <p>水銀使用廃製品等の回収スキームの調査検討、金属水銀の安定化・固型化技術の調査研究、廃金属水銀の長期的な管理体制の調査検討等を実施し、水銀廃棄物の環境上適正な処理方法について検討を行う。また、途上国の水銀廃棄物の環境上適正な管理の能力向上を図る。</p> <p><達成手段の目標></p> <p>金属水銀はこれまで有価物として取引されてきたが、水銀に関する水俣条約の発効により、水銀の使用用途が制限され、余剰となった金属水銀及び水銀含有物が廃棄物として処分される事態が想定される。このため、これらの水銀廃棄物の処理方針について検討を行い、国内外における環境上適正な水銀廃棄物の処理体制を確保する施策を推進する必要がある。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <p>有害物質等を含む廃棄物の適正管理の実現を推進</p>	173
11	産業廃棄物処理業のグリーン成長・地域魅力創出促進支援事業(平成27年度)	100 (83)	100 (64)	100 (74)	145	2,3	<p><達成手段の目標></p> <ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物処理業がグリーン成長、地域の魅力を創出する産業へと変革していくことを支援する。 <p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物処理業がグリーン成長、地域の魅力を創出する産業へと変革していくことを支援するため、産業廃棄物ビジネスの振興、業界の優良化、高付加価値型環境産業への転換促進、海外展開の推進、担い手確保・技術労働者支援などを行う。 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物処理業のグリーン成長を通じた産業廃棄物処理体制の維持・向上による、産業廃棄物のリサイクル率の向上及び最終処分量の減少。 	174

<p>12 産業廃棄物適正処理推進費(平成10年度)</p>	<p>27 (23)</p>	<p>23 (22)</p>	<p>24 (p)</p>	<p>33</p>	<p>-</p>	<p><達成手段の目標> ・都道府県等に対する技術的支援により不法投棄等の拡大防止や支障の除去等の徹底を図る。 ・各地域における不法投棄等の実態を把握することにより、産業廃棄物の不法投棄等対策に係る政策形成を図る。 ・不法投棄等を早期発見・早期対応できる体制を整備することにより未然防止・拡大防止を図るほか、地方環境事務所を核とした関係機関によるネットワークの強化を図る。 <達成手段の概要> ・都道府県等に対して不法投棄等の行為者等への責任追及や支障除去等の手法に関する助言等を行う専門家チームを現地へ派遣するなど、不法投棄等事案に係る支障除去等対策の円滑かつ適正な実施を支援するとともに、担当職員の現場対応等について資質向上を図る。 ・都道府県等における不法投棄等の残存事案の実態調査等を行う。 ・全国ごみ不法投棄監視ウィーク等を契機として国の関係機関、都道府県等、市民等が連携した合同の監視/パトロールや啓発普及活動等を行う。</p>	<p>175</p>
<p>13 課題対応型産業廃棄物処理施設運用支援事業</p>	<p>-</p>	<p>1,003 (1233)</p>	<p>918 (856)</p>	<p>501</p>	<p>7</p>	<p><達成手段の目標> ・産業廃棄物最終処分場の維持管理に係る課題の解消に資する公共関与と産業廃棄物最終処分場の施設整備及び維持管理の適正化を支援することにより、国における産業廃棄物最終処分場の維持管理の適正化等に向けた検討に活用し、もって住民による産業廃棄物最終処分場に対する信頼の醸成を図る。 <達成手段の概要> ・公共関与と産業廃棄物最終処分場の施設整備及び維持管理の適正化を支援する。 <施策の達成すべき目標(測定目標)への寄与の内容> -</p>	<p>181</p>
<p>施策の予算額・執行額</p>	<p>9636 (9345)</p>	<p>9756 (9702)</p>	<p>10060 (p)</p>	<p>7105</p>	<p>施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)</p>	<p>第四次循環型社会形成推進基本計画</p>	

令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省31-⑱)

別紙1

施策名	目標4-5 廃棄物の不法投棄の防止等				担当部局名	環境再生・資源循環局	作成責任者名 (※記入は任意)	廃棄物規制課長				
施策の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の処理に伴い環境保全上の支障が生じた場合における当該支障の除去の推進 ・爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物の適正な処理の推進 ・特定有害廃棄物等の輸出、輸入、運搬及び処分の規制の推進 				政策体系上の位置付け	4. 廃棄物・リサイクル対策の推進						
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄等による生活環境保全上の支障等のない社会の実現 ・有害物質等を含む廃棄物の適正管理の実現 ・廃棄物等の不適正な越境移動の防止の実現 				目標設定の考え方・根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法 ・特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律 	政策評価実施予定時期	令和元年8月				
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	年度ごとの実績値									
					26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	
1 支障等がある産業廃棄物の不法投棄等の残存件数(件)	90	H26年度	50	R2年度	102	91	81	72	63	56	50	廃棄物処理法の厳格な執行等により、不法投棄の拡大防止策や支障の除去等を推進しているため。目標値については、26年度時点で前倒して目標を達成したことから、更に高い目標を設定(平成32年度:100件→50件)。
					90	100	95	-	-	-	-	
2 特定支障除去等事業の件数(件)	-	-	0	R4年度	13	13	13	10	9	9	9	産廃特措法に基づく特定支障除去等事業の各計画期間に基づき設定。
					13	13	12	12	-	-	-	
3 産業廃棄物の不法投棄の新規発生件数(件)	143	H27年度	100	R2年度	142	131	122	115	109	104	100	廃棄物処理法の厳格な執行等により、不法投棄等の未然防止策を推進しているため。目標値については、27年度時点で前倒して目標を達成したことから、更に高い目標を設定(平成32年度:150件→100件)。
					165	143	131	-	-	-	-	
4 パーゼル条約締約国会議で採択される、抛出プロジェクト関連のガイドライン等数(件)	-	-	4	R2年度	0	1	0	2	0	4	-	締約国等が各国の規制等の重要な指針とする各種ガイドラインに、我が国の経験や知見を適切に盛り込むことで、先進国としての責務を果たすことにつながるため。目標値は、近年の締約国会議での成果を踏まえ、最大水準に設定。
					0	3	0	1	-	-	-	
5 パーゼル条約違反の輸出について我が国が輸入国から通報を受領した件数(件)	9	H26年度	4	H29年度	-	8	6	4	0	0	-	当該通報件数は、事業者への制度に係る普及啓発や水際対策の効果を測る指標となるため。目標値は、所要の措置に必要な期間を勘案し、直近実績(平成26年度、9件)を基準値とした上で、当面半減を目標にしたもの。
					9	20	6	2	-	-	-	
6 クリアランス物のトレーサビリティが確保できていない事案(件)	-	-	0	R2年度	0	0	0	0	0	0	0	クリアランス物が適正に取り扱われるためには、そのトレーサビリティを確保することが必要不可欠であるため、全てのクリアランス物に関してトレーサビリティを確保することを目標として設定した。
					0	0	0	0	-	-	-	

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する 指標	達成手段の概要等	令和元年 行政事業レビュー 事業番号
	28年度	29年度	30年度	元年度			
1 産業廃棄物適正処理推進費(平成10年度)	27 (23)	23 (22)	24 (p)	33	1, 3	<p><達成手段の目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県等に対する技術的支援により不法投棄等の拡大防止や支障の除去等の徹底を図る。 ・各地域における不法投棄等の実態を把握することにより、産業廃棄物の不法投棄等対策に係る政策形成を図る。 ・不法投棄等を早期発見・早期対応できる体制を整備することにより未然防止・拡大防止を図るほか、地方環境事務所を核とした関係機関によるネットワークの強化を図る。 <p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県等に対して不法投棄等の行為者等への責任追及や支障除去等の手法に関する助言等を行う専門家チームを現地へ派遣するなど、不法投棄等事案に係る支障除去等対策の円滑かつ適正な実施を支援するとともに、担当職員の現場対応等について資質向上を図る。 ・都道府県等における不法投棄等の残存事案の実態調査等を行う。 ・全国ごみ不法投棄監視ウィーク等を契機として国の関係機関、都道府県等、市民等が連携した合同の監視・パトロールや啓発普及活動等を行う。 	175
2 有害廃棄物等の環境上適正な管理事業等拠出金(平成18年度)	39 (39)	36 (36)	77 (77)	76	4	<p><達成手段の目標></p> <p>バーゼル条約実施上重要性の高い国際的なガイドライン等の作成に関する活動について支援を行うとともに、アジア地域におけるワークショップの開催について支援を行うなど、国際社会における我が国の信頼強化やプレゼンスの拡大につながることに繋がるよう、有害廃棄物等の越境移動に関する環境上適正な管理に貢献する。</p> <p><達成手段の概要></p> <p>有害廃棄物等の環境上適正な管理促進に関する活動のうち、バーゼル条約締約国会議(COP)で議論されている国際的なガイドライン等に係る議論等に関連するものであって、我が国のバーゼル条約実施上重要性の高い活動について、引き続き支援を行う。また、我が国が主体となって行ってきた有害廃棄物等の不法輸出入防止に関する事業に関して、ワークショップの開催経費等の支援を行う。さらに、平成25年1月に採択された水銀に関する水俣条約は、水銀廃棄物についてバーゼル条約との連携を求めており、これを受けてバーゼル条約の下で更新されたガイドラインに基づき水銀廃棄物の環境上適正な管理が一層重要となっていることから、関連するプロジェクトへの支援を行う。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <p>有害廃棄物等の不適正な越境移動の防止を推進</p>	176
3 クリアランス物管理システム運用費(平成18年度)	2 (1)	2 (1)	5 (2)	2	6	<p><達成手段の目標></p> <p>クリアランス制度(核燃料物質によって汚染された物のうち、放射能濃度が国の定める基準値以下であるものを、有価物と同様に資源として有効に再利用、あるいは一般の産業廃棄物として適正な処分を行うことを可能とする制度)の導入にあたり、本制度の厳格な運用を行うとともに、万一の事態にも対応できるようクリアランスされた廃棄物(放射能濃度が国の定める基準値以下であることを確認されたもの)等のトレーサビリティ(履歴、所在地等)が追跡できることを確保することを目的とする。</p> <p><達成手段の概要></p> <p>原子炉等規制法及び放射線障害防止法に基づき排出されるクリアランス物のトレーサビリティを確保するための管理システムを運用等するとともに、地方環境事務所による立入検査の実施及びそれに伴う知識の習得、放射線測定機器の点検整備を行う。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <p>有害物質等を含む廃棄物の適正管理の実現を推進</p>	177
4 バーゼル条約実施等経費(平成8年度)	73 (69)	36 (32)	34 (p)	35	5	<p><達成手段の目標></p> <p>国内外のバーゼル条約の実施体制を強化し、有害廃棄物等の不法輸出入の防止及び環境上適正な管理を推進する。このため、バーゼル条約に基づく国内法を厳格に運用するとともに、国際資源循環に資する環境上適正な有害廃棄物等の輸出入管理方を展開する。</p> <p><達成手段の概要></p> <p>バーゼル条約に基づく、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(バーゼル法)及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)を厳格に施行するため、輸出入事業者等への法規制に関する周知徹底を行うとともに、アジア各国等との情報交換や連携強化を図るため、有害廃棄物等の不法輸出入防止に関するアジアネットワークワークショップを開催する等、バーゼル条約の適切な運用に関する取組を行う。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <p>廃棄物等の不適正な越境移動の防止の実現を推進</p>	178

<p>産業廃棄物不法投棄等原 5 状回復措置推進費補助金 (平成10年度)</p>	<p>2,879 (2,860)</p>	<p>1293 (1286)</p>	<p>1415 (1215)</p>	<p>300</p>	<p>1、2</p>	<p><達成手段の目標> 不法投棄等に起因する生活環境保全上の支障等の除去を促進するため、都道府県等が行政代執行で実施する支障除去等事業を推進する。 <達成手段の概要> 生活環境保全上の支障又はそのおそれがある不法投棄等事案であって、かつ、行為者が不明等であるために都道府県等がやむを得ず行政代執行により支障の除去等を行う場合、 ・平成10年6月17日以降の不法投棄等事案については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき「産業廃棄物適正処理推進センター」に設置された基金から、対象都道府県等に対する支援を実施しており、本事業は当該基金の造成に必要な経費を補助する。(定額補助) ・また、平成10年6月16日以前の不法投棄等事案については、「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」の規定により策定した実施計画に基づき支障除去等事業を実施する都道府県等に対し、当該事業に必要な経費の一部を補助する。(補助率1/3または1/2)</p>	<p>179</p>
<p>6 廃棄物等の越境移動の適 正化推進費(平成25年度)</p>	<p>67 (41)</p>	<p>58</p>	<p>47 (p)</p>	<p>57</p>	<p>5</p>	<p><達成手段の目標> 廃棄物や有害物質を含む使用済電気電子機器等が不法に輸出され、不適正に処理された結果として、輸出先国において環境汚染や健康被害が発生することを防止するため、廃棄物処理法及びバーゼル法に基づき、廃棄物等の輸出入を適正に管理する方策を展開する。 <達成手段の概要> 廃棄物処理法及びバーゼル法に基づく廃棄物等の輸出入の適正な管理のため、規制対象物の明確化に係る調査・検討や地方環境事務所における水際対策の強化等を行う。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 廃棄物等の不適正な越境移動の防止の実現を推進</p>	<p>180</p>
<p>7 廃棄物処分基準等設定費 (平成4年度)</p>	<p>124 (128)</p>	<p>119 (145)</p>	<p>160 (157)</p>	<p>163</p>	<p>3</p>	<p><達成手段の概要> ・既存産業廃棄物処理施設等に係る維持管理等の実態調査を実施。 ・産業廃棄物処理施設における処理基準等の調査検討業務を実施。 ・有害廃棄物の適正処理方策に係る調査検討を実施。 <達成手段の目標> ・産業廃棄物処理施設周辺の大気・水質等の定点調査を実施し、周辺環境への影響が生じていないことを確認。 ・調査検討の結果を踏まえ、必要に応じて産業廃棄物の処理に係る各種基準を見直す。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・産業廃棄物処理施設周辺の生活環境の保全。 ・産業廃棄物の適正な処理の確保。</p>	<p>166</p>
<p>施策の予算額・執行額</p>	<p>3211 (3161)</p>	<p>1567 (1487)</p>	<p>1788 (p)</p>	<p>666</p>	<p>施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの) ・第四次循環型社会形成推進基本計画 ・未来投資戦略2017</p>		

令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省31—⑱)

別紙1

施策名	目標4-6 浄化槽の整備によるし尿及び雑排水の適正な処理				担当部局名	環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進 課浄化槽推進室			作成責任者名 (※記入は任意)	浄化槽推進室長		
施策の概要	環境保全上効果的である浄化槽の整備による生活排水対策を講ずる。				政策体系上の 位置付け	4. 廃棄物・リサイクル対策の推進						
達成すべき目標	人口分散地域等に最適な汚水処理施設整備である浄化槽の普及を行い、生活排水の適正な処理によって健全な水環境を確保する。				目標設定の 考え方・根拠	浄化槽法			政策評価実施予定時期	令和元年8月		
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度			
1 浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率(%)=浄化槽整備区域内の合併浄化槽使用人口/浄化槽整備区域内の全人口	53%	H29年	70%	R4年度	—	—	—	—	—	70%	—	浄化槽による水環境の保全を図るにあたっての指標として、浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率を設定した。 残存する単独処理浄化槽について、合併処理浄化槽への転換を推進するため、平成30年に閣議設定された廃棄物処理施設整備計画においても同様の目標が定められている。
2 浄化槽整備区域内の合併処理浄化槽の基数割合(%)=浄化槽整備区域内の合併処理浄化槽基数/浄化槽整備区域内の浄化槽の全基数	62%	H29年	76%	R4年度	—	—	—	—	—	76%	—	浄化槽による水環境の保全を図るにあたっての指標として、浄化槽整備区域内の合併処理浄化槽の基数割合を設定した。 残存する単独処理浄化槽について、合併処理浄化槽への転換を推進するため、平成30年に閣議設定された廃棄物処理施設整備計画においても同様の目標が定められている。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する 指標	達成手段の概要等					令和元年 行政事業レビュー 事業番号	
	28年度	29年度	30年度	元年度								
浄化槽指導普及事業費等 (昭和59年度)	62 (62)	64 (57)	64 (64)	71	1.2	<ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽の設置及び維持管理について各自治体の実態調査や事例収集を通し、浄化槽の適正普及管理に係る制度・手法に関する検討を行う。 ・平成12年の浄化槽法改正により原則新設禁止となった単独処理浄化槽について、合併処理浄化槽への転換を推進するための効果的な手法の検討を行う。 ・市町村浄化槽整備計画の策定支援を行うとともに、市町村設置事業を実施する市町村の負担軽減に資するPFI手法の普及促進を図る。 ・浄化槽システム全体の強靱化を図る。 ・試験合格者、講習修了者からの免状交付申請に応じ、免状を作成・発送する。また、免状の記載事項に変更があった場合の書換等に対応するため、これまでに交付した浄化槽管理士の情報を台帳として整備・更新する。 ・都道府県・市町村の浄化槽行政担当者に対し、浄化槽の具体的な整備内容・方法や課題への取り組み等に関して、環境省が調査した情報の還元や自治体との情報交換等の実施を通じ、国及び自治体間での連携を図り、国及びブロック毎の自治体間のネットワークを構築・情報交換を活発化させる。 ・NPOとの連携により浄化槽に関する情報を提供・共有することによりネットワークの形成を促進する。 ・セミナー等において浄化槽のミニチュアモデルを用いた展示等による広報を行い、広く浄化槽の普及啓発を図る。 ・浄化槽の計画的・効率的な更新・修繕、管理の最適化を推進することで国土強靱化および災害対応力の強化を図る。また、ライフサイクルコストの最小化、予算の最適化を図り、浄化槽整備事業の持続可能な運営に資する。 					182	
我が国循環産業の戦略的国際展開・育成事業 (浄化槽グローバル支援事業費)(平成29年度) し尿処理システム国際普及推進事業費 (～平成28年度)	16 (16)	15 (13)	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・海外の関係者へ日本のし尿処理に関する経験と技術を発信し、途上国等におけるし尿処理の課題を共有するためのネットワークを構築する。 ・国内外の有識者や技術者と連携して浄化槽等の分散型汚水処理施設の普及に向けた戦略的検討を行う。 						
浄化槽情報基盤整備支援 事業費(29年度で終了)	50 (45)	50 (45)	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治体が抱えている浄化槽台帳システム導入に際しての課題に対する技術的支援及び運営段階におけるフォローアップを行うことで、地域の実情に適した浄化槽台帳システムの整備を支援する。 ・上記モデル事業の事例に基づく諸課題及び解決策を整理、集約した上で、他の自治体に情報提供する。 						
施策の予算額・執行額	128 (128)	129(113)	124 (64)		施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		国土強靱化基本計画 廃棄物処理施設整備計画					

令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省31-19)

別紙1

施策名	目標4-7 東日本大震災への対応(災害廃棄物の処理)				担当部局名	環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課	作成責任者名 (※記入は任意)	廃棄物適正処理推進課長			
施策の概要	東日本大震災により発生した災害廃棄物の安全かつ迅速な処理を推進する。				政策体系上の位置付け	4. 廃棄物・リサイクル対策の推進					
達成すべき目標	処理が完了していない福島県の一部地域については、市町と連携して国の代行処理等による支援を通じ、できるだけ早期の処理完了を目指す。				目標設定の考え方・根拠	福島県の災害廃棄物等の処理進捗状況についての総点検	政策評価実施予定時期	令和元年8月			
測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値								測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	年度ごとの実績値								
			27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度		
1 災害廃棄物の処理・処分割合(%)	-	100%	-	-	-	-	-	-	-	東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針(マスタープラン)において、平成26年3月末までの処理完了を目指していたが、平成25年8月に福島県の災害廃棄物の処理を総点検し、できるだけ早期に処理完了を目指すこととした。	
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)				当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等	令和元年度 行政事業レビュー 事業番号			
	28年度	29年度	30年度	元年度							
(1) 災害等廃棄物処理事業費補助金	2,271 (2,271)	839 (293)	0 (0)	0	1	市町村が実施した東日本大震災により発生した災害廃棄物の収集・運搬・処分に係る事業に対し「東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法」に基づき補助率を嵩上げて補助を行う。					
(2) 災害廃棄物処理代行業	27,129 (22,694)	7,403 (4,602)	4,114 (3,432)	2,219	1	「東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法」に基づき、特定被災地方公共団体である市町村の長から要請があった4市町における災害廃棄物(可燃物)の処理事業を国が代行して行う。	155				
(3) 循環型社会形成推進交付金	11,586 (9,362)	12,299 (9,669)	25,366 (22,802)	25,552	1	被災地の市町村等や広域処理により災害廃棄物の処理を行う市町村等が整備する一般廃棄物処理施設に対して財政措置による支援を行う。	156				
施策の予算額・執行額	40,986 (34,327)	20,541 (14,564)	29,480 (26,234)	27,771	施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		・東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針(マスタープラン)				

令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省31-20)

別紙1

施策名	目標4-8 東日本大震災等の教訓を踏まえた災害廃棄物対策				担当部局名	環境再生・資源循環局環境再生事業担当参事官室災害廃棄物対策室	作成責任者名 (※記入は任意)	災害廃棄物対策室長				
施策の概要	災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための対策を推進する。				政策体系上の位置付け	4.廃棄物・リサイクル対策の推進						
達成すべき目標	東日本大震災等の教訓を踏まえ、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理について、平時の備えから大規模災害発生時の対応も含めた対策の推進を図る。				目標設定の考え方・根拠	廃棄物処理法、廃棄物処理基本方針、廃棄物処理施設整備計画、国土強靱化基本計画等	政策評価実施予定時期	令和元年8月				
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度		3年度
1 市町村における災害廃棄物処理に関する計画策定率	8%	25年度	60%	2025年度	-	10%	20%	25%	30%	35%	40%	第四次循環型社会形成推進基本計画
2 ごみ焼却施設における老朽化対策率	77%	25年度	85%	2025年度	9%	21%	24%	28%	-	-	-	
3 熊本地震において発生した災害廃棄物処理進捗率	0%	28年度	100%	2018年度	-	88%	91%	93%	92%	-	-	熊本県災害廃棄物処理実行計画
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等					令和元年度行政事業レビュー事業番号	
	28年度	29年度	30年度	元年度								
(1) 大規模災害に備えた廃棄物処理体制検討・拠点整備事業(平成26年度)	8,315 (8,156)	3,644 (3,539)	4,773 (4,118)	2,931	1,2	<達成手段の概要> ・災害廃棄物対策指針の改定。 ・地方自治体における災害廃棄物対策の支援(モデル事業の実施とフォローアップ)。 ・平成30年7月豪雨等における災害廃棄物処理に関する検証・ノウハウの蓄積と情報発信。 ・市町村等による廃棄物処理施設整備事業への支援を拡充する。 <達成手段の目標> 災害発生時においても、適正かつ円滑・迅速な廃棄物の処理が実施可能となるよう、施設整備も含めた強靱な廃棄物処理システムの構築を目指す。 関連団体との連携強化や災害時の専門家の派遣体制の整備を進めるとともに、地方環境事務所と連携して、地域ブロック単位で、国・地方公共団体・民間事業者が参加する協議会等を設置して災害廃棄物対策の具体化を進める。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 一般廃棄物の適正処理、国土強靱化					0161	
(2) 災害等廃棄物処理事業費補助金(昭和49年度)	36,637 (35,223)	37,491 (36,110)	26,123 (16,370)	200	3	<達成手段の概要> ・災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するため、被災自治体に対して財政支援を行う。 <達成手段の目標> ・熊本県内で発生した大量の災害廃棄物の処理を、熊本県及び熊本市が作成した実行計画にを踏まえ、平成30年度末までに完了させる。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・一般廃棄物の適正処理					0157	
施策の予算額・執行額	44,952 (43,379)	41,135 (39,649)	30,896 (20,488)	3,131	施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	・第四次循環型社会形成推進基本計画 ・廃棄物処理施設整備計画 ・国土強靱化基本計画						

令和元年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

別紙1

(環境省31-21)

施策名		目標4-9 東日本大震災への対応(特定復興拠点の整備)				担当部局名		環境再生事業担当 参事官室 特定廃棄物対策担 当参事官室	作成責任者名 (※記入は任意)	環境再生事業担当 参事官 特定廃棄物対策担 当参事官		
施策の概要		福島復興再生特別措置法に基づき、市町村長が作成し、内閣総理大臣の認定を受けた計画(認定特定復興再生拠点区域復興再生計画)に基づいて、特定復興再生拠点区域の復興及び再生の推進に必要な除染や廃棄物の処理事業を実施する。				政策体系上の 位置付け		4. 廃棄物・リサイクル対策の推進				
達成すべき目標		帰還困難区域の復興・再生のため、福島復興再生特別措置法に基づき、市町村が定める帰還困難区域内に避難指示を解除し、帰還者等の居住を可能とすることを旨とする「特定復興再生拠点区域」の復興及び再生を推進する。				目標設定の 考え方・根拠		・帰還困難区域の取扱いに関する考え方 ・原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針 ・福島復興再生基本方針	政策評価実施予定時期	令和元年8月		
測定指標		基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値				測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
						29年度	30年度	令和元年度	令和2年度		令和3年度	令和4年度
1	特定復興再生拠点区域において避難指示解除(先行)に必要な範囲の除染が完了した町村数	0町村	H29年度	3町村	R元年度	0町村	0町村	3町村	-	-	-	・各自治体の認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づき、除染に係る進捗状況を踏まえて記載。
						0町村	0町村	/	/	/		
2	特定復興再生拠点区域において避難指示解除(全域)に必要な範囲の除染が完了した町村数	0町村	H29年度	6町村	R4年度	0町村	0町村	0町村	0町村	3町村	3町村	・各自治体の認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づき、除染に係る進捗状況を踏まえて記載。
						0町村	0町村	/	/	/		
3	特定復興再生拠点区域における廃棄物の仮置場への搬入が完了した町村数	0町村	H29年度	6町村	R4年度	0町村	0町村	2町村	-	-	4町村	・各自治体の認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づき、廃棄物の処理に係る進捗状況を踏まえて記載。
						0町村	0町村	/	/	/		
達成手段 (開始年度)		予算額計(執行額)			当初予算額	関連する 指標	達成手段の概要等				令和元年 行政事業レビュー 事業番号	
		28年度	29年度	30年度	令和元年度							
(1)	特定復興再生拠点整備事業(平成30年度)	-	14,019 (13,701)	33,656	86,941	1.2.3	福島復興再生特別措置法に基づき、市町村長が作成し、内閣総理大臣の認定を受けた計画(認定特定復興再生拠点区域復興再生計画)に基づいて、特定復興再生拠点区域の復興及び再生の推進に必要な除染や廃棄物の処理事業を実施する。				162	
施策の予算額・執行額		-	14,019 (13,701)	33,656	86,941	施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		・原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針 ・「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について ・総理大臣所信表明演説「帰還困難区域でも、まもなく、葛尾村で除染が始まり、全ての復興再生拠点の整備がスタートします。(平成30年10月・抜粋)				・福島復興再生基本方針